

所定疾患施設療養費の算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適正対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

以下、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる疾患・主な治療内容

疾患名	治療内容
肺炎	血液検査、胸部X-P、CT、抗生剤の内服、点滴注射、補液、喀痰吸引など診断結果をもとにした必要な治療
尿路感染症	血液検査、検尿、尿培養、抗生剤の内服、点滴注射、補液など診断結果をもとにした必要な治療
带状疱疹	抗ウイルス剤内服、点滴注射、軟膏塗布、消炎鎮痛剤等の外用薬 等、診断結果をもとにした必要な治療
蜂窩織炎	血液検査、抗生剤の内服、点滴注射、局所の外用処置 等、診断結果をもとにした必要な治療
慢性心不全の増悪	血液検査、胸部XP、CT、点滴注射、酸素投与等、診断結果をもとにした必要な治療

算定要件

- 上記疾患の治療が必要となった場合、治療管理として検査、投薬、注射、処置等、適宜必要な治療を行った場合に算定する。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等、診療録に記載しておく。
- 算定開始後は、治療実施状況を公表する。
- 当該介護保険施設サービスを行う医師が感染症対策に関する研修を受講している。*(Ⅱ)を算定する場合
- 所定疾病施設療養費は緊急時施設療養費と同時算定できない。

年度別算定状況

令和7年度 所定疾患施設療養費Ⅱ 算定状況(人数)(R7年4月～R8年3月分)

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	1	1	1	1	1	3	5	2	0	0	0	0	15
	日数	6	8	4	6	9	25	37	13	0	0	0	0	108
尿路感染症	件数	2	4	1	2	5	2	2	2	1	0	1	3	25
	日数	11	21	6	9	35	14	13	12	8	0	10	20	159
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	件数	0	1	1	0	2	0	0	1	0	2	3	3	13
	日数	0	10	5	0	12	0	0	6	0	11	20	22	86
慢性心不全の増悪	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	件数	3	6	3	3	8	5	7	5	1	2	4	6	53
	日数	17	39	15	15	56	39	50	31	8	11	30	42	353